第四十三号議案

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者　江戸川区長　多　田　正　見

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

江戸川区立図書館条例（平成五年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

付帯施設利用料金

付帯施設		
	午前の部	午前九時～正午
西葛西ギャラリー	一、九五〇円	
	午後の部	午後一時～午後四時三十分
	二、二六〇円	
	夜間の部	午後五時三十分～午後九時三十分
	二、六七〇円	
	全日	午前九時～午後九時三十分
	六、八八〇円	

備考

一　中間時間（各利用時間帯の間の時間帯をいう。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合において、次の区分による超過利用料金を追徴する。

イ　正午から午後一時まで　午前の部の規定利用料金の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）

ロ　午後四時三十分から午後五時三十分まで　午後の部の規定利用料金の一時間相当額

二　各利用時間帯は、継続して利用することができる。この場合においては、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。

三　利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。

イ　入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき　規定利用料金の五割相当額

ロ　入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき　規定利用料金の七割五分相当額

ハ　入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき　規定利用料金の十割相当額

四　前号に該当する者が第一号の規定の適用を受ける場合においては、第一号中「規定利用料金」とあるのは、「規定利用料金に第三号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

五　西葛西ギャラリーは、会議室として利用することができる。この場合においての利用料金は次のとおりとし、第三号の規定を準用する。

種別	利用料金（一時間単位）

会議室（第一）	四一〇円
会議室（第二）	四一〇円

六　前号の利用をする場合、一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるものとし、当該単位にあっては、規定利用料金の五割を徴収する。

別表第三（第七条関係）

付帯施設	利用料金（一時間単位）
集会室第一	四一〇円
集会室第二	二一〇円
音楽室	三一〇円
視聴覚室	六二〇円

備考

一　一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるものとし、当該単位にあっては、規定利用料金の五割を徴収する。

二　利用者が入場料等を徴収する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。

イ　入場料等の額が一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき　規定利用料金の五割相当額

ロ　入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき　規定利

用料金の七割五分相当額

ハ　入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき　規定利用料金の十割相当額

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の江戸川区立図書館条例別表第二及び別表第三の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。